

職場環境整備等の要求書に対する回答

R6.8.15 要求 R6.8.29 回答

要求項目	回答項目
<p>1 労使慣行に関すること。</p> <p>(1) 労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。</p> <p>2 職場の環境要求に関すること。</p> <p>(1) 税務手当について、給料の調整額に移行すること。</p> <p>(2) 冷暖房運転、換気操作については、職員の健康管理に留意して行い、年間を通じて各階を適温に保つとともに、業務に支障がないよう弾力的に行うこと。また、故障等がないよう十分な点検及びダクトの清掃を計画的に行うこと。</p> <p>(3) 安全衛生委員会の機能をより強化・充実すること。</p> <p>(4) 職員の安全確保の観点から、公用車の使用にあたっては、運行に支障がないよう十分な点検整備を行うこと。</p>	<p>1</p> <p>(1) 良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p> <p>2</p> <p>(1) 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>(2) 庁舎内の空調については、年間を通じて適温を保持できるように弾力的な運用を行っていますが、今後とも職員の健康管理に留意し、運用管理を行ってまいりたい。 また、今年度においても、空調の点検及びダクト（吸込み口）の清掃を実施する予定です。</p> <p>(3) 安全衛生委員会については、快適な職場環境が確保できるよう、令和2年度からは毎月開催するなど活動強化に努めていますが、今後とも引き続き、健康管理体制の充実に努めてまいりたい。</p> <p>(4) 庁用自転車・自動車については、運行等に支障が生じないよう引き続き点検・整備に努めてまいりたい。</p>

(5) 庁舎設備について点検・整備・補修を行うこと。

(4) 庁舎設備については、業務に支障をきたすことがないよう定期的な点検・整備を行っていますが、引き続き点検・整備に努めてまいります。
また、必要な補修工事等については、税政課等と協議を行い、対応してまいります。